



緊急事態宣言対象区域に伴う市公共施設の対応方針について

このことについて、別添「緊急事態宣言対象区域に伴う市公共施設の対応方針について」のとおりいたしますので、お知らせします。

このたびの対応方針は、今回の緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、全県において統一的な取扱いが必要であることから、できるだけ広島県の集中対策の内容に沿った対応をとることを基本にしています。